

基準日後株主の議決権付与

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 43

【要約】

会社法 124 条 4 項は、例えば、株主総会の議決権の基準日後に募集株式の募集により新株を取得した者にも、会社の判断で議決権行使させることを認めている。

最近、この会社法 124 条 4 項を利用した旨のプレスリリース（適時開示書類）を公表した会社が存在する。

そこで、会社法 124 条 4 項の概略を示した上で、上記プレスリリース（適時開示書類）を紹介する。

1 . 会社法 124 条 4 項 ～ 基準日後株主の議決権付与

(1) 条文

会社法 124 条 4 項

基準日株主が行行使することができる権利が株主総会又は種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。^(注1)

(注1) 「**基準日株主**」とは、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主のことである（会社法 124 条 1 項）。

(2) 概略

会社法 124 条 4 項は、例えば、株主総会の議決権の基準日後に募集株式^(注2)の募集により新株を取得した者にも、会社の判断で議決権行使させることを認めている。

しかしその一方で、そのただし書で、「**基準日株主の権利を害することができない**」としていることが問題となる。この点に関しては、「論点解説 新・会社法 千問の道標」^(注3)には、次のような記述が存在する。

(…略…) 基準日後に新たに募集株式の募集により新株を発行した場合には、当該発行した株式についての基準日株主は存在しないので、基準日株主を害する場合は生ずることはなく、124条4項を適用することができる。

なお、この場合においては、株式会社が基準日後の株主に議決権を認めることにより、基準日株主の議決権割合を減少することとなるが、そのこと自体は、124条4項の規定が予定しているところであり、基準日株主を害する場合にはあらず、124条4項ただし書は適用されない。

(*) 「論点解説 新・会社法 千問の道標」の132～133ページより引用

(注2) 「募集株式」とは、募集に応じて株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式のことである(会社法199条1項)。なお、ここで言う「募集」には、いわゆる第三者割当ても含まれている。この点については、相澤哲(法務省大臣官房参事官)・豊田祐子(法務省民事局付)著「新会社法の解説(5) 株式(株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則)」(旬刊商事法務No.1741[2005.9.5]の15～31ページ)参照。

(注3) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・葉玉匡美(法務省民事局付検事)・郡谷大輔(前法務省民事局付)編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」(商事法務、2006年)。

(3) 【参考】経営者の会社支配権維持を目的とした場合

会社経営者が自己の会社支配権の維持を主要な目的として、基準日後に募集株式の発行を行い、その株主に議決権を認めることが、会社法124条4項のもと許されるのか、議論となる場合がある(注4)。

これについては、以下のような説が存在する。

(…略…) 会社支配権に争いがある場面での新株に議決権を認めることは、そもそも本条4項において認められる会社の裁量権を逸脱していると捉えることが妥当であり、4項そのものに抵触すると解すべきものと考えられる。

(*) 「会社法における基準日後の株主の議決権の帰趨」(旬刊金融法務事情No.1784)
(注5)より引用

(注4) 新株の発行の差止め(会社法210)などの問題となる場合もある。

(注5) 遠藤美光(千葉大学教授)・堀裕(千葉大学理事・客員教授・弁護士)著「会社法における基準日後の株主の議決権の帰趨 - 会社法124条4項の解釈論 - 」(旬刊金融法務事情No.1784[2006.10.15]の7～14ページ)。

2 . 事例の提示

ここでは、会社法施行後に「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」という題名で公表されたプレスリリース(適時開示書類)を紹介する。

見つかったのは、以下の3件である。(なお、本文の一部を引用する。囲みの部分が引用部分である。)

サンライズ・テクノロジー（4830）〔平成 18 年（2006 年）9 月 27 日〕

当社は、平成 18 年 9 月 27 日開催の取締役会において平成 18 年 12 月開催予定の当社定時株主総会に係る基準日後に新株予約権を行使し新株式を取得する者に対し当該株主総会に係る議決権を付与することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

パーテックス リンク（9816）〔平成 18 年（2006 年）12 月 12 日〕

当社は、平成 18 年 12 月 12 日開催の取締役会において平成 19 年 1 月下旬開催予定の臨時株主総会に係る基準日後に第三者割当により新株式を取得した者および簡易株式交換により新株式を取得した者ならびに無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により新株式を取得した者に対し当該臨時株主総会に係る議決権を付与することを決定しましたのでお知らせします。

ニッセン（8248）〔平成 19 年（2007 年）2 月 5 日〕

当社は、平成 19 年 2 月 5 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 14 日開催予定の定時株主総会に係る基準日後に第三者割当により新株式を取得した者に対し当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決定しましたのでお知らせします。